

第6回三条市教育制度等検討委員会会議次第

と き：平成20年1月31日（木）

午後1時30分～

ところ：三条市役所栄庁舎3階大会議室

1 開 会

2 開会のあいさつ

3 協 議

- (1) 中間報告（案）に寄せられたパブリックコメントへの回答について
- (2) 三条市教育制度等検討委員会最終報告に向けての検討
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

4 閉 会

(配布資料)

資料No.1 中間報告（案）についてのパブリックコメントの要旨と検討委員会の考え方

資料No.2 最終報告（案）策定のための検討シート

資料No.3 最終報告に向けて議論を深める4項目について（パワーポイント資料）

資料No.4 検討シートの内容を入れた最終報告（案）

三条市教育制度等検討委員会中間報告（案）についての パブリックコメントの要旨と三条市教育制度等検討委員会の考え方

平成 19 年 12 月 5 日から 19 日に実施しました「三条市教育制度等検討委員会中間報告（案）」についてのパブリックコメントに対して、3 人の方（個人、団体を含む）から以下の 20 項目について、報告案に対する意見、質問、要望等をいただきましたので、三条市教育制度等検討委員会の考え方について公表します。

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
1	<p>極めて短期間にここまで具体的であるということは、検討を開始する時点から結論があったものと推測される。また、検討委員会として立ち入りすぎている。</p>	<p>中間報告（案）を策定するまでに教育制度等検討委員会では、事務局である教育委員会からの資料（国の教育改革の動向や本市における学校教育の現状と課題等）及び検討委員会への検討依頼事項に基づいて、全体会議 5 回のほか、先進地の視察や専門部会（教育制度等専門部会 3 回、学校施設等専門部会 2 回）での各論の議論 5 回を含めて 10 回にわたって協議を行ってきました。</p> <p>検討委員会ではこの協議の中で、先進自治体の教育制度を始めとする教育改革の取り組み事例等を比較検討し、本市と類似の教育課題を解決している事例について現地視察も含め調査・検討を行ってきたものです。</p> <p>これまで行われてきた議論は、これからの三条市の教育はどうあるべきかについてのものであり、このことは、細部にわたっての検討が必要なことから、立ち入りすぎているとは考えていません。</p>
2	<p>児童生徒の発達から小中一貫校の有効性が述べられているが、そのことが即小中一貫校の必要とはならない。教育制度の変更と学校統合を推進したいとの思惑が一致してのことではないのか。</p>	<p>教育制度等検討委員会で検討されている小中一貫教育は、現行の 6・3 制を弾力的に運用するもので、義務教育 9 年間を連続する一つの期間と捉え、9 年間を見通した「4・3・2 区分」による教育を行うことが、現在の教育課題の解決に有効に機能するとともに、教職員への意識改革に大きく働きかけ、学校教育の更なる改善に結びつくと検討結果から考えられているものです。</p> <p>また、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進んでいるからだけで学校の適正規模や施設整備・統廃合を進めるのではなく、児童生徒にとって学力向上や学</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
3	<p>学校制度を変えるというとても大きな問題をこれほどまで短期間で、しかも三条市単独で実施するとは到底理解できない。新潟県と手を携えてともに教育の改善、充実に努めるべきだ。教員の問題、教育研究の問題等全てにわたって新潟県の支援、協力なしにはできないはずだ。</p>	<p>習意欲の向上を図る等のため、望ましい環境はどうあればよいのかを安全・安心な学校施設との関連の中で捉え、検討を進めるという基本的なスタンスで検討を行っていることもご理解いただきたいと存じます。</p> <p>教育は重要施策であり、国や県との連携は切り離せない問題であると捉えております。したがって、文部科学省や新潟県教育委員会と連携をとりながら進めていくべき問題であります。</p> <p>文部科学省からは検討委員会を立ち上げる前に、市教育委員会へ文部科学省の担当官が来条し、三条市の教育上の諸課題についてヒアリングを行ったと聞いております。その場においては、今後とも資料提供には協力するとの約束をもらい、現在に至っております。また、県教育委員会へは、教育長、学校教育課長等が数回、教育制度等検討委員会の検討内容について説明をする中で、人的支援や教育制度に関する助言などについてお願いをしておるところです。検討委員会の最終報告が出た後においても、県教育委員会へは足を運んで、三条市の教育のあり方について理解を今後とも得て、三条市の教育がいつそう充実するよう努めさせたいと考えます。</p>
4	<p>三条市にとって学校統合は必要であり、重要な課題であるとともに大変難しい問題であると考えている。学校統合の問題を小中一貫教育にすり替えたり、覆い隠したりすることなく正面から投げかけ、理解を得て推進すべきだ。</p>	<p>少子化により児童生徒数が減少傾向にある中で、学校施設の安全性や適正規模に基づく快適な学習環境の実現のために学校の統廃合も視野に入れた中で議論がなされてきたところではあります。</p> <p>中間報告（案）で示されているように、モデル校としての第一中学校校区において一体型校舎建設に伴う学校施設の統合が議論されております。それ以外の学区での統廃合については、小中一貫教育の実現を前提とした中で既存施設の有効利用を基本として、今後議論が必要とされています。</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
5	<p>広く市民からの意見を求めるため、休日や平日の午後6時以降に互いに顔を合わせて意見交換や責任者が真剣に意見を聞くべきである。最終報告までに数多くの意見聴取の場と機会を持つことを強く求めるとともに特に教職員の意見を大切にすること。</p>	<p>学校施設は、災害時に避難場所としてのみならず地域コミュニティの核となっていることから、統合に当たっては地域の方々からもご意見をいただき、理解を得て進めていかなければならないものと捉えています。</p> <p>三条市では、合併を機に策定された教育基本方針に基づき、教育制度を始めとし、学校規模の適正化や教育内容の体系的編成等をどのように具現化していくかについて、有識者を交えた教育制度等検討委員会に検討を依頼され、この程中間報告（案）として基本的な考え方を示したものです。</p> <p>検討委員会では、パブリックコメントにより市民の皆様等からご意見をいただき、最終報告に結び付けていきたいと考えており、特に学校現場を熟知している教職員からの意見についても大切にしていきたいと思います。</p>
6	<p>全国でも67の自治体（19年3月末現在）でしか実践されていない「小中連携」事業である。とりわけ「4・3・2制」については、先行している東京都品川区や京都市での取り組みの成果と課題（メリット・デメリット）をよく検討し、慎重に導入いただきたい。</p>	<p>先進地域での取組の成果と課題の検討については、これまで教育制度等検討委員会、教育委員会関係者で先進地域の視察を行うなどして、具体的に教育活動を見学したり、担当者から話を聞いたりなどしながら情報を集め、検討を重ねてきました。</p> <p>小中一貫教育の先行的な取組としては、67の団体で構造改革特別区域研究開発学校設置事業の認定を受け、教育課程の特例を活用して取り組んでおります。他にも研究開発学校の指定を受けたり、教育課程の特例の適用を受けずに取組を進めたりしている団体を合わせると平成18年9月21日時点で公表されている資料では117団体が小中一貫教育に取り組んでおります。その後も小中一貫教育に取り組む団体の数は確実に増えています。</p> <p>ご指摘のとおり、先進地域の成果と課題を踏まえた検討は重要と考えておりますので、今後とも、小中一貫教育についての全国的な会議をとらえたり、先進地</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
7	<p>学校間移動時には、学習時間や児童教職員の休憩時間を無駄にすることのないよう、効率のよい移動と、児童生徒の安全を確保すること。</p>	<p>域との情報交換を続けたりしていく必要があると考えております。</p> <p>小中一貫教育実施に伴い、移動の時間によって、教育活動が停滞するというようなことはあってはならないこととあります。</p> <p>今後の小中一貫教育のモデル校での実施状況を勘案しながら、児童生徒の学校間の移動につきましては、十分な検討を加え慎重に対応するとともに安全に配慮した対策を講じるよう教育委員会へ要請してまいります。</p>
8	<p>第一中学校区の小中学生約 1,900 人分の教室をどのように配置し、どのような構造の校舎が適切かを安全性や今後の活用を十分検討し設計してほしい。</p> <p>土地の確保は、三条高校跡地で十分か。無駄な箱物を作ってしまうことがないように。</p>	<p>第一中学校区は第一中学校を中心に、四日町小学校、条南小学校、南小学校の 4 小中学校により構成され、平成 19 年度の児童生徒数は、学区全体で 1,645 人となっており、以後 25 年度までの推計では、平成 19 年度をピークに減少傾向を示すものと捉えています。</p> <p>施設一体型の小中一貫校の建設に当たっては、児童生徒にとって学力や学習意欲向上等を図るため、望ましい学校施設の環境はどうあればよいのかを基本に据え、先進地の事例等も参考にしながら教育委員会において検討が行われるものです。</p> <p>土地の確保については、三条高校跡地も選択肢の一つとして、検討しております。</p>
9	<p>「教職員の意識改革」について</p> <p>中間報告（案）の文面だけ見ると、現場で懸命に働いている我々教職員の意識が低いように受け取れ、非常に残念である。</p>	<p>現場にいる教職員の皆様の、昼夜をいとわず三条市の子どもたちのために心血を注いでおられる姿は、当検討委員会でも話題になり懸命にやっけていただいていることは十分承知しております。また、一生懸命教育活動を進めていただいている例や不登校の防止や早期発見に効果を上げている例や学力向上のために授業研究を重ねられて効果が上がっているという例もあることを聞いております。</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
10	<p>現場の教職員の意見や考えを十分聞くこと</p> <p>現場の教職員は、「壮大な教育計画」について「漠然としか」知り得ていない。早急に計画だけが現実を離れて先走ることがないよう、教職員に情報を伝えつつ、研修などの機会をもつなどして「現場で実際に動く教職員」と意思の疎通を果たしながら、実行していただきたい。</p>	<p>しかし、三条市全体でいじめや不登校の大幅な減少や子どもたちの学力向上は現状の取組では難しいのではないかという議論がありました。そのことから小中一貫教育の導入がよりよい方向であり、その結果、小中の教職員が協力し合うようになりもっと教職員の意識が高まり、学習指導や生徒指導の取組が充実するのではないかと議論されたところです。けっして、教職員の意識が低いという考えはもっていないことを理解していただきたいと思います。</p> <p>教育を実際に行う教職員の理解を得ることはこの小中一貫教育を推進するための大切な原動力となることは十分理解をしています。検討委員会としても教職員への説明は必要であると捉えています。また、「(小中一貫教育に関する)研修会などの機会の要請」がパブリックコメントで伺えることから、教職員が現場の子どもたちのことを一生懸命考えているということが十分理解されるところです。人的支援・物的資源を整えるよう市へ要請し、教職員の皆様から小中一貫教育の実現に向けて努力していただきたいと思います。</p>
11	<p>新たな負担を生まないよう業務の精選を行うべきではないか。ただでさえ、児童生徒の指導上の問題などで多忙感いっぱいの現場である。現状の研修・出張・行事の見直し等の削減を図りながら、事業を推進していただきたい。</p>	<p>学校現場の勤務の状況(学級・学習指導、子どもの生徒指導、保護者への対応等)の大変さや困難さについては、検討委員会でも話題に上りましたので、十分認識しております。</p> <p>三条市はこれまで、「学力向上プロジェクト」や「心と学びのフォーラム」等、重要な取組は中学校単位で実施してきました。この取組の枠組みを生かしながら、小中一貫教育実現に向けて発展的な統合(組織や研修の精選・見直し)を図っていくように、教育委員会に働きかけてまいります。また、教職員への負担感が今以上増えないように、できる限りの人的支援・物的支援を行いながら進めていくことが肝要かと考えております。</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
12	<p>教育活動への影響を少なくするため、新たに市単独で教職員を配置すること等を望んでいる。</p> <p>現状業務の軽減や新たな人的配置を行うなどして、新たな業務を負う者の負担増とならないように十分考慮していただきたい。</p>	<p>県からの人的支援や市単独で教職員を雇用し各学校に配置できることの可能性につきましては、教育委員会段階で県教委への働きかけが必要だと考えます。</p> <p>小中一貫教育を推進する際の「組織」についてですが、これまでとは全く別の新しい組織を立ち上げるのではなく、例えば今ある、学力向上プロジェクトの「運営委員会」「拡大委員会」「中学校部」「教科部」等を効果的に活用して組織づくりを行うことで、各主任や学級担任には今以上の負担増とならないよう配慮することが、教育委員会としての努力事項だと考えます。</p>
13	<p>4・3・2区分と一部教科担任制の導入について</p> <p>無理のない小中学校教諭の交流となるよう配置すること</p> <p>「拡大中学校区」などの研修の成果や課題をもとに無理のない小学校と中学校の教諭の活用や交流を進めていただきたい。</p>	<p>小学校と中学校の教諭の活用や交流については、中学校の教科の免許があれば小学校のその教科の授業は担当できることから、(例えば、中学校の社会の免許があれば、小学校の社会の授業は行うことができます。根拠法：教育職員免許法第十六条の五) 中学校の教諭が小学校高学年の自分の教科の授業を担当している先進自治体もあります。また、小学校の教諭が小学校高学年と中学校1年生と一緒に学習している総合的な学習の一つのコースを担当していました。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり無理のない交流をすることが重要と考えておりますので、それぞれの「拡大中学校区」の実態に応じた無理のない活用や交流となるよう、教育委員会に求めていきたいと考えております。</p>
14	<p>「4・3・2制」以外の連携についても十分検討すること</p> <p>新たな制度を「導入ありき」で進めるのではなく、様々な方法を十分検討して見るべきである。</p>	<p>中一ギャップは、何としても解決しなければならない大きな課題です。</p> <p>中一ギャップ解消に向けての取組については、様々なやり方があると考えておりますが、「4・3・2区分」で考え、中一ギャップの兆候の見られる小学校5年生から中学校1年生までの期間にスムーズな移行に向けて小中連携して取り組むことが最も効果が大きいと考えています。今後も議論を深め、よりよいシステム</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
15	<p>6・3制から4・3・2区分による小中一貫教育の導入の部分についてなぜ、4・3・2区分にするのか、そのメリットが十分伝わってこない。</p>	<p>の構築について検討していきたいと思います。</p> <p>市民のみなさまにメリットをしっかりと示していくことは大変重要なことと考えております。</p> <p>中間報告（案）の5ページに記載されているように4・3・2区分の最大のメリットは、小学校から中学校へのスムーズな移行であり、中1ギャップ解消に大きな効果が期待できる点です。そのことが、学力向上や生徒の自己肯定感の向上などにもつながると考えております。</p> <p>今後とも最終報告に向けて市民の皆様のご意見を踏まえて話し合いを続けるとともに、話し合った内容につきましては、その都度ホームページで公開し、ご理解いただくよう努めます。</p> <p>また、導入にあたっては教育委員会から学校、保護者、地域に対して具体的なメリット等についての十分な説明をするよう求めていきたいと考えています。</p>
16	<p>校舎の建て替えも確かに財政的に大きな問題ではある。しかし、校舎の建て替えが小中一貫教育導入の理由にはならないことは誰の目から見ても明らかである。</p> <p>小学校高学年でも、教科によっては専門で指導することは現状でも（英語教育も）可能だと考える。三条市で教職員を配置し、5、6年生から教科担任制をある程度導入し、スムーズに中学校へ送るということで解決できるのではないか。</p>	<p>学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であることから、安全・安心に配慮した施設整備が今後とも必要であると考えています。</p> <p>現在検討されている小中一貫教育をどのような手法で実現していくかについては、老朽化が目立つ第一中学校区において、学校施設の建て替えを機に、施設一体型の小中一貫校の建設が検討されたものです。また、施設一体型以外の小中一貫教育のモデルとしては既存校舎の有効利用を基本とした中で、連携型か併用型のいずれの方式によるかについて今後検討がなされるものです。</p> <p>三条市では中1ギャップ解消等に向け、これまで限られた教科ではありましたが、数時間教科担任制を取り入れたり、中学校からの出前授業等も行ったりしていると聞いています。しかし、ある程度の成果はあったものの、大きな改善には</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
17	<p>4・3・2区分にすることで、どういったメリットが学校現場にもたらされるのか。先行して導入されている市町村が全国には多くあるのでそこからの情報も併せて紹介しながら示すべきではないか。都市部で導入されているとか新しい教育制度だからと飛びつくだけでは、教職員も児童生徒も振り回されるだけだし、負担も大きくなる。それを考慮し、各学校が希望する教職員数を配置できるのならまだしも、財政的に厳しいから今いる職員だけでやれというのでは、スムーズな移行は無理ではないか。</p>	<p>つながらなかったという事実もあります。</p> <p>同じ校舎で学び合うことにつきましては、中間報告（案）にも書かせていただきましたが、児童生徒の「学力面」「心の面」の両方で大きな成果が期待できます。また、小・中の教職員が同じ場所で自分たちの教育を考え、学び合うことでのメリット（中学校からは教科の専門性や生徒の自主性の育成、小学校からは研修や授業づくりの工夫、児童一人一人の理解のあり方）があります。英語教育（活動）についても、小中教職員と同じ中学校区勤務のALTと一緒に教育内容を考え実践することで、英語学力の面でも大きな伸びが期待できると考えています。</p> <p>ご指摘いただいた生徒指導上のデメリットの部分も含め、モデル校の取組・実践の中から見えてきた課題については、しっかり分析をしながら改善点を見出し、他の中学校区にも生かされるよう、教育委員会に要請してまいります。</p> <p>「4・3・2区分」を導入する理由や長所につきましては、中間報告（案）にまとめさせていただいたとおりです。端的に言えば、今の児童生徒の成長に合った区分であるということです。この導入により、これまで以上の学力向上や不登校の減少が期待できることは、どの先進校の事例でも明らかになっていることであります。新しい制度だからとりあえずやってみようというような気持ちで導入するのでないことを理解いただきたいと思います。</p> <p>新しい制度を導入するときには、確かに学校には今以上の負担をかけてしまうことが予想されます。特に、教職員の負担増とならないよう配慮していくことが、教育委員会としての努力事項だと考えております。</p> <p>教職員の配置増については、まず三条市が進める教育制度の改革について県教育委員会の理解を得る必要があります。これまでにも、市教育委員会が県教育委員会に足を運んでいると聞いております。なお、最終報告が出された後も、県教</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
18	<p>今後3～4年程度で全市内の学校を小中一貫教育にするような計画だが、教育改革はスピードだけで進めてはならないと考える。今後、10年、20年を左右する問題であり、特に児童、生徒にとっては一生を左右しかねない問題だ。ぜひ今後の問題を時間をかけて検証し、本当に実施すべきか、現状での改善策はないのかについて協議されることを望む。</p>	<p>育委員会に理解を求めていくよう、教育委員会に要請していきたいと考えております。</p> <p>中間報告（案）では、平成24年度から、市内の小中一貫教育の導入を目指しております。</p> <p>今後の問題については、平成20年から4年間をかけ、モデル校の設置と検討、小中一貫教育による教育課程の編成を段階的に行うことになっております。その準備期間の4年間で、各中学校区の実態を踏まえて、スムーズな移行を目指した検討を慎重に加えてまいりたいと考えております。また、地域住民や学校現場からも十分な理解を得ながら進めていく必要があると考えております。</p>
19	<p>すでに地域説明会等は実施していると思うが、その際の反応はどうで、また、どのような意見があったのか。</p> <p>実施に当たっては、メリット、デメリットについて児童生徒、保護者、地域にも丁寧に説明し、十分な理解が得られてから実施することが地方自治の重要な視点だと考える。</p>	<p>この度の中間報告（案）は、三条市の学校教育について検討委員会では、どのように考え検討がなされているかについて、まとめたものです。</p> <p>最終報告を策定するに当たり市民の皆様パブリックコメントを初めて実施したものであり、お寄せいただいた意見等を参考としながらその取りまとめを図ってまいりたいと考えています。</p> <p>最終報告がまとまった後、市民の皆様に対して「広報さんじょう」及び市のホームページ並びに教育委員会ホームページで周知が図られ、児童生徒、保護者、地域住民等への説明についても、教育委員会において早期に対応がなされるものと考えています。</p>
20	<p>市内の教職員はこのことに対してどのような考えを持っているのか。教育を実際に行う教職員の理解が得られなければ、現場の教職員の努力だけで進めようとするは無理。どうしても、導入したいのなら校長だけでなく、実際に動く教</p>	<p>学校現場への説明は、検討委員会でもまだ検討中であることから行っておりませんが、教育委員会が校長会議を通して中間報告（案）の内容を各校の校長へ示したところです。今後、学校への説明について対応がなされるものと考えています。</p>

No.	パブリックコメントの要旨	パブリックコメントに対する検討委員会の考え方
	<p>職員の声を聞いてほしい。十分な人的な予算をつけ、問題が起きたときには、教職員の声にしっかりと耳を傾けることが大切だ。</p>	<p>小中一貫教育実施に当たっては、教育委員会と教職員が密接に連携した中での対応が何よりも必要と考えており、また、教育を実際に行う教職員の理解を得ることはこの小中一貫教育を実現させるための大切な原動力となります。検討委員会では厳しい財政状況の中ではあるけれどもこの事業を進める以上はきちんと人的な予算を確保してほしいという議論が出ております。</p>

最終報告（案）策定のための検討シート

◎ 中間報告書（案）第6章「最終報告に向けて」の4点について

検討項目	(1) 国の動向を踏まえた検討
担当課	学校教育課
中間報告（案）での記述内容	<p>現在、「社会総がかりで教育再生を」というスローガンのもとに教育再生会議が行われています。また、文部科学省では中央教育審議会の専門部会において、次期学習指導要領について改訂内容の審議を重ね、主要教科では授業時数増、総合的な学習の時間では授業時数減、小学校での新たな英語活動の導入等が検討されています。</p> <p>今後、出される教育再生会議第三次報告、中央教育審議会の答申、次期学習指導要領等を踏まえた検討も必要であると考えています。</p>
検討経過	別紙による
最終報告（案）での記述内容	<p>5 まとめ (2) 三条市における小中一貫教育の概要 キ 国の動向を踏まえて</p> <p>現在国では、教育再生会議から第三次報告、中央教育審議会から学習指導要領改訂に向けた答申が公表されています。</p> <p>第三次報告では、学力の向上に徹底的に取り組むという項目のなかで「6-3-3-4」制を弾力化すると提言されています。具体的には、「子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する。」と記されています。</p> <p>答申では、主要教科では授業時数増、総合的な学習の時間では授業時数減、小学校での新たな英語活動の導入等が示されました。併せて、発達段階に応じた学校段階間の円滑な接続として、「幼小の教育課程の工夫による小1プロブレムへの対応」と「小・中学校を見渡した効果的な指導」が求められると示されました。具体的には、小学校段階では「低・中学年において学習習慣の確立を重視」「高学年において外部人材なども活用した専科教員による教育の充実」、中学校段階では、「単元に応じて小学校段階の教育内容を中学校教育の視点で再度取り上げて指導するといった工夫」「教師の相互交流の一層の促進」などが記されています。</p> <p>これらの方向は、概ね当検討委員会のまとめと重なるものであり、より小中一貫教育の導入の必要性が高まりました。</p> <p>今後も教育再生会議から新たな報告が予想され、3月中には小・中学校の新学習指導要領が告示される予定となっています。さらに、学習指導要領の改訂に伴い教科書も新しくなります。小中一貫教育の導入にあたっては、これらの国の動向を踏まえ、これまで以上に県とも連携しながら、柔軟に計画を推進していく必要があると考えられます。</p>
記載場所	最終報告（案）での対応番号（第何章何ページ等に記載） 5章 まとめ (2) 三条市における小中一貫教育の概要 キ 国の動向を踏まえて

最終報告（案）策定のための検討シート

◎ 中間報告書（案）第6章「最終報告に向けて」の4点について

検討項目	(2) 幼稚園・保育所（園）と小学校との連携について
担当課	学校教育課
中間報告（案）での記述内容	<p>本検討委員会では、基本的な生活習慣を身につけないまま入学する子どもたちによって集団生活が乱れ、授業が成立しにくいという学校現場からの声があることから、いわゆる「小1プロブレム」の問題を含めた幼稚園・保育所（園）から小学校へのスムーズな移行も大きな課題となりました。</p> <p>今後、幼稚園・保育所（園）から高校までの一貫した教育を進めるなかで、最初のステップとなる幼稚園・保育所（園）から小学校への移行にあたって、どのように幼稚園・保育所（園）と小学校との連携を強化すればよいかについてより詳細な検討をしていく必要があると考えています。</p>
検討経過	別紙による
最終報告（案）での記述内容	<p>5 まとめ</p> <p>(1) 幼児・児童・生徒の心身の発達の変化を考慮した見通しのある連続性の確保</p> <p>学力向上や生徒指導の充実など様々な今日的課題を解決するためには、これまでの取組を見直す必要があります。効果的な取組を進めるためには、幼稚園・保育所（園）から高校まで一貫した教育が大切です。特に幼稚園・保育所（園）から小学校、小学校から中学校へのスムーズな移行は、幼児・児童・生徒の心身の発達の変化を考慮した見通しのある連続性を確保することが求められます。</p> <p><u>そこで、幼稚園・保育所（園）から小学校へのスムーズな移行については、平成20年度から、組織機構の見直しで、保育所（園）を主管する子育て支援室が子育て支援課として教育委員会へ移管されます。幼保小のカリキュラム等の編成や段差の解消に向けた問題点や課題等を整理しながら進めていくことが望まれます。</u></p> <p><u>また、小学校から中学校への接続については、三条市では、まずは小中一貫教育を導入し、6・3制を弾力化し、9年間を4・3・2の3つに区分し、小学校と中学校との教育課程の連続を図り、児童生徒の心身の発達に応じた教育を行うことが適切であるとの結論に至りました。したがって、これまで以上に教職員の協働性を高め9年間を見通した教育活動を転換しなければなりません。そのためには、教職員の意識改革を図り、小・中の教職員における意識の違いから生まれる教科指導の進め方や生徒指導等の課題が解決に向かうようにしていくことが大切です。しかし、現行の制度のまま教職員の意識改革を進めようとしてもうまくいきません。ハード（6・3制→4・3・2区分）を変えて、ソフト（教師の意識改革）を変えやすくすることも重要であると考えています。</u></p>
記載場所	<p>最終報告（案）での対応番号（第何章何ページ等に記載）</p> <p>5章 まとめ (1) 幼児・児童・生徒の心身の発達の変化を考慮した見通しのある連続性の確保</p>

最終報告（案）策定のための検討シート

◎ 中間報告書（案）第6章「最終報告に向けて」の4点について

検討項目	(3) 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること
担当課	教育総務課
中間報告（案）での記述内容	<p><中間報告書（案）6 最終報告に向けて—（3）の記述></p> <p>本検討委員会では、児童生徒の学力や学習意欲の向上を図る等のため、望ましい学習環境はどうあればいいのかを安全・安心な学校施設との関連の中で捉えることを基本とし、何よりもまず小中一貫教育の実現を最優先する中で、適正規模に基づく統廃合も含めた三条市に最も相応しい具体的な方策について議論を深めていくものとします。</p> <p>通学区域の見直しについては、学校の適正規模等の検討を進める中で、子どもや保護者が通いやすい方向になることが望まれます。</p>
検討経過	別紙による
最終報告（案）での記述内容	<p>3 学校規模の適正化及び通学区のあり方—（2）通学区域のあり方</p> <p>本検討委員会は、以上のことから通学区について、以下の基本的な考え方をまとめたものです。</p> <p><u>なお、通学区域については、学校の適正規模等の検討を進める中で、子どもにとって通いやすく保護者にとって安心できるものとなるよう地域の実情を十分勘案し、地域住民や学校現場からの意見を聞く中で理解を得て進めることを基本とするべきと考えています。</u></p> <p>4 学校の建て替えと統合計画—（2）子どものための学習環境整備の視点……（5段落目）</p> <p><u>老朽化が進む学校施設の維持管理には、膨大な予算がかかりますが、施設の…現状を踏まえ、安全確保のために必要な整備を計画性をもって進めるべきと考えています。</u></p> <p><u>なお、小中一貫教育実施に当たっての環境整備については、一体型による学校施設を始め、既存校舎の有効利用を基本として推進する併用型や連携型についても、モデル校設置から全市導入までの準備期間の中で検証し、順次整備を行う必要があるものと考えています。</u></p>
記載場所	<p>最終報告（案）での対応番号（第何章何ページ等に記載）</p> <p>3章 学校規模の適正化及び通学区のあり方 （2）通学区域のあり方</p> <p>4章 学校の建て替えと統合計画 （2）子どものための学習環境整備の視点</p>

最終報告（案）策定のための検討シート

◎ 中間報告書（案）第6章「最終報告に向けて」の4点について

検討項目	(4) 小中一貫モデル校の設置手法
担当課	教育総務課
中間報告（案）での記述内容	<p>平成24年度に小中一貫教育を全市に導入するため、平成20年度には、小中一貫教育モデル校を第一中学校区と第三中学校区に設置することで現在検討を進めています。</p> <p>第一中学校区においては、学校施設の老朽化による建て替えを機に施設一体型を目指すこととしています。第一中学校の現在地建て替えでは2倍以上になる児童生徒に対する校舎建設は不可能なことから、第一中学校学区内であれば旧三条高校跡地のような広い敷地をいかにして確保するか、1中学校・3小学校の統合で過大規模になることについてどう対応すべきかということについて、議論を深めていくものとします。</p> <p>第三中学校区においては、学区内の小学校と中学校が比較的近距离に位置することや中学校の施設が比較的新しいことなどから、併用型か連携型のいずれかの形態が考えられます。今後、子どもや保護者、地域の意見を参考としながら、モデル校としてどのような形が望ましいのかを考えていかなければなりません。</p>
検討経過	別紙による
最終報告（案）での記述内容	<p>5 まとめ カ 小中一貫教育実施までの計画（図2の前にそれぞれ追加）</p> <p>……第一中学校と第一中学校区のいくつかの小学校をモデル校に指定し、一体型の小中一貫教育を目指して準備を進めていく必要があります。<u>その際、用地確保については三条高校の跡地を視野に入れ具体的に検討すべきものと考えています。</u></p> <p><u>なお、検討に当たっては、通学区域や学校の適正規模などの課題については、地域住民や学校現場などの意見を踏まえ決定すべきものと考えています。</u></p> <p>……第一中学校区を除く他の地域では当分の間は既存の学校施設を使った併用型か連携型の<u>いずれかの形態による小中一貫教育を推進することが適当と考えられることから、今後、地域住民や学校現場などの意見を参考としながら、どのような形が望ましいのかを考えていく必要があります。</u></p>
記載場所	<p>最終報告（案）での対応番号（第何章何ページ等に記載）</p> <p>5章 まとめ カ 小中一貫教育実施までの計画</p>

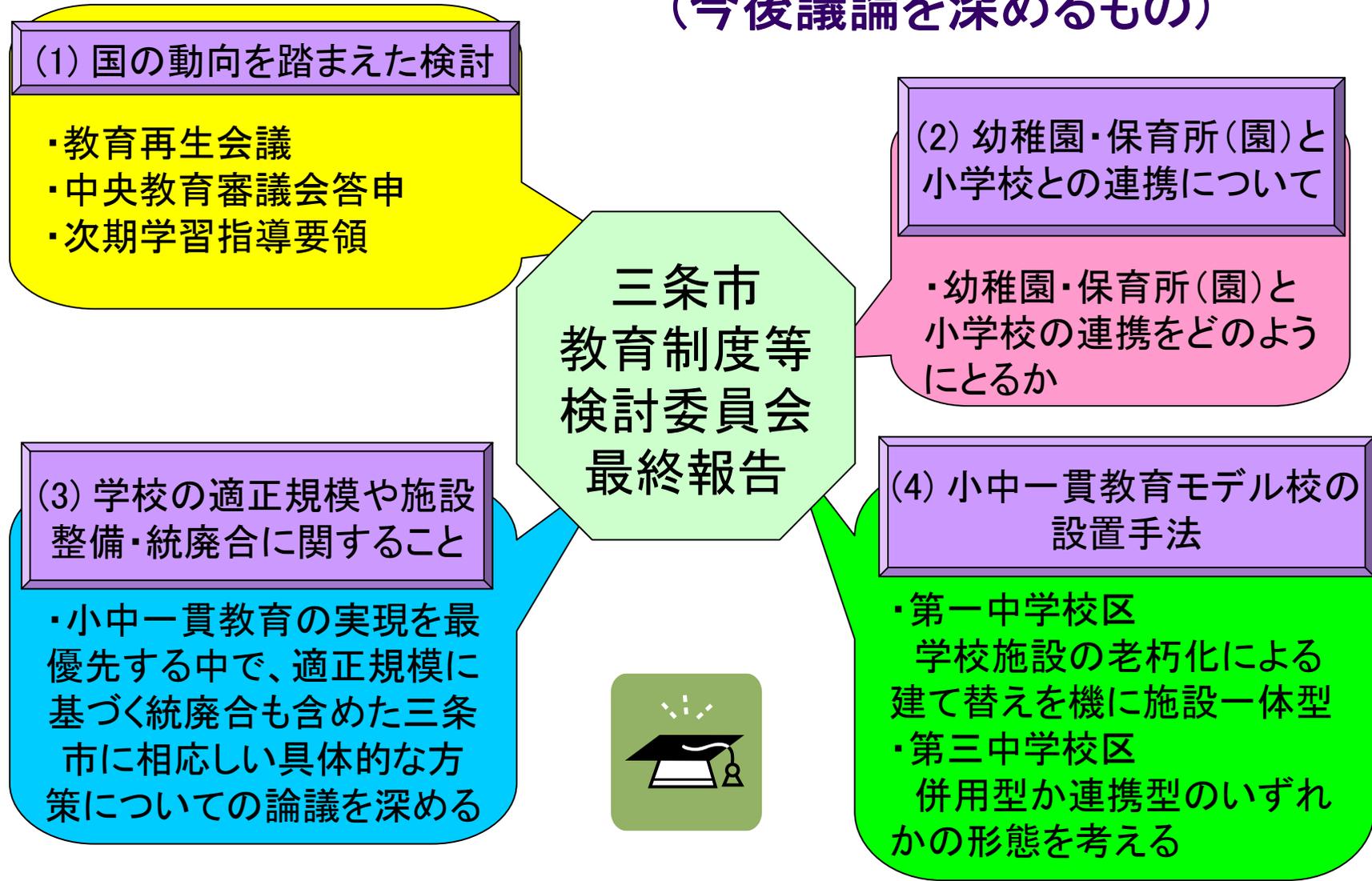


三条市教育制度等検討委員会

最終報告に向けて議論を深める
4項目について



中間報告(案)第6章「最終報告に向けて」の 4点について (今後議論を深めるもの)



国の動向 (小中一貫教育にかかわる概要)



1. 教育再生会議

第三次報告

1. 学力向上に徹底的に取り組む

(2) 「6-3-3-4制」を弾力化する

- 子供の発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する。

(3) 英語教育を抜本的に改革する、

今の時代に求められる教育を充実させる

- 小学校から英語教育に取り組み、ネイティブを常勤講師に採用する。
- 環境教育、「ものづくり」教育などの充実を図る。

2. 中央教育審議会

学習指導要領改訂に向けた答申

1. 教育課程の基本的枠組み

- 小中学校の授業時数増
小：350時間、中：400時間
- 小学校高学年に週1コマの外国語活動の新設
- 総合的な学習の時間の縮減
小：週1コマ、中：3学年合計190時間
- 週当たりの授業時数を増
小低学年：2コマ、
小中・高学年・中学校：1コマ

2. 発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

- 幼小の教育課程の工夫による小1プロブレムへの対応
- 小・中学校を見渡した効果的な指導

3. 教育内容に関する主な改善事項

- 伝統や文化に関する教育の充実
- 体験活動の充実 等

国の動向

現状

・教育再生会議第三次報告や中央教育審議会の学習指導要領改訂に向けた答申では、6-3-3-4制の弾力化や授業時数増、小学校外国語活動、学校段階間の円滑な接続などが示された。



対策

・検討委員会で提案している内容は概ね国の動向に沿ったものであることから、今後も国の動向を踏まえ、県とも連携しながら引き続き検討を加えていく。



効果

・新学習指導要領の実施(移行措置平成21・22年度、全面実施は小学校23年度、中学校24年度が予定されている。)に向けた準備をスムーズに進めることができる。



幼稚園・保育所(園)と小学校との連携について

現状

- 小1プロブレムの問題
基本的な生活習慣を身につけないまま入学する子どもたちによって、集団生活が乱れ、授業が成立しにくいという学校現場の声がある。
- 三条市幼保小連携教育推進協議会の設置
幼保小の滑らかな接続に向けて、その連携の方法や内容について、情報交換を含めて研修を行っている。

課題

- 各学校段階の目的や目標等を踏まえて、その果たすべき役割を見直し、カリキュラムの改善にあたって、発達段階に応じて、学校段階間の円滑な接続に留意する必要がある。
- 南幼稚園と南小学校の連携の成果を市内の幼保小に広げ、交流活動、職員同士の交流や研修など積極的な連携を行う必要がある。
- 組織機構(所管)の見直しに伴い、連携の在り方について一層の検討をする必要がある。



基本的な考え方

- 幼児教育と小学校教育との滑らかな接続**
- 保育所(園)を主管する子育て支援室が子育て支援課として教育委員会へ移管されることで、組織強化が図られる。
 - 幼保小のカリキュラム等の編成や段差の解消に向けた問題点や課題等を整理しながら連携を進める。

滑らかな接続への留意点	
幼児教育	・規範意識の確立など集団とのかかわりの内容や、小学校低学年の各教科の学習や生活の基盤となる体験を充実させる。
小学校低学年	・幼児教育の成果を踏まえ体験を重視する。 ・小学校生活への適応、基本的な生活習慣、教科等の学習への円滑な移行を重視する。

最終報告に向け議論を深めるもの

(3)学校の適正規模や施設整備・統合に関すること



第3章 学校規模の適正化及び通学区のあり方

(2)通学区域のあり方

現状 三条市の通学区域

市内小中学校255区域の通学区

申し出により就学校の
選択可能な通学区の設置

+

学区外・区域外就学の
弾力化の実施



弾力的運用が
図られている

遠方者には

◆スクールバスの運行(下田・栄地域)

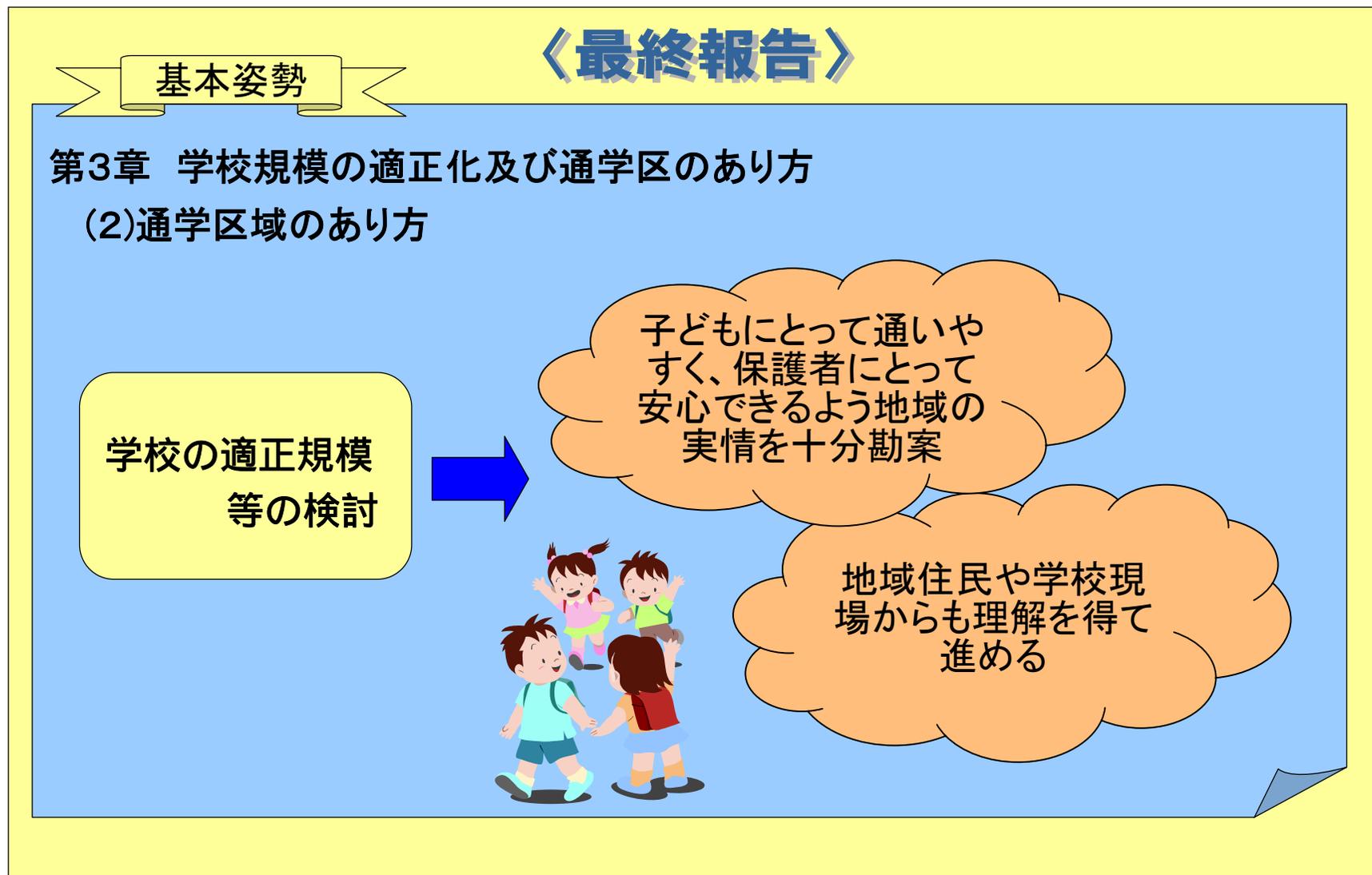
◆遠距離通学費補助金+通学バス運行補助金(栄地域)

経過

- 通学距離や通学時間によって児童生徒の教育環境に格差が生じないように配慮する。
- 統廃合、学区修正を行う際の通学距離、通学時間については、小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内、通学時間は概ね1時間程度を限度とする。
- 安全・安心な通学路の確保(通年、冬季間運行を含め)スクールバス、路線バス等の利用
- 遠距離通学者の保護者への負担軽減

最終報告に向け議論を深めるもの

(3)学校の適正規模や施設整備・統合に関すること





最終報告に向け議論を深めるもの

(3)学校の適正規模や施設整備・統合に関すること

第4章 学校の建て替えと統合計画

(2)子どものための学習環境整備の視点

現状

- ① 施設の老朽化(特に三条地区)
- ② 耐震化の遅れ

学校施設の耐震化の現状
三条市40.8%
全国 58.6%

経過

- 学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす生活の場
- 災害時の避難場所、地域コミュニティの核としての使命

小中一貫教育の実現を前提とし安全確保のために必要な整備を計画的に実施

〈最終報告〉

小中一貫教育実施に当たっての学校施設環境整備

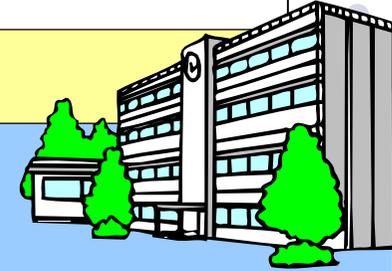
モデル校設置から全市導入までの準備期間の中で検証し、順次整備を行う

最終報告に向け議論を深めるもの

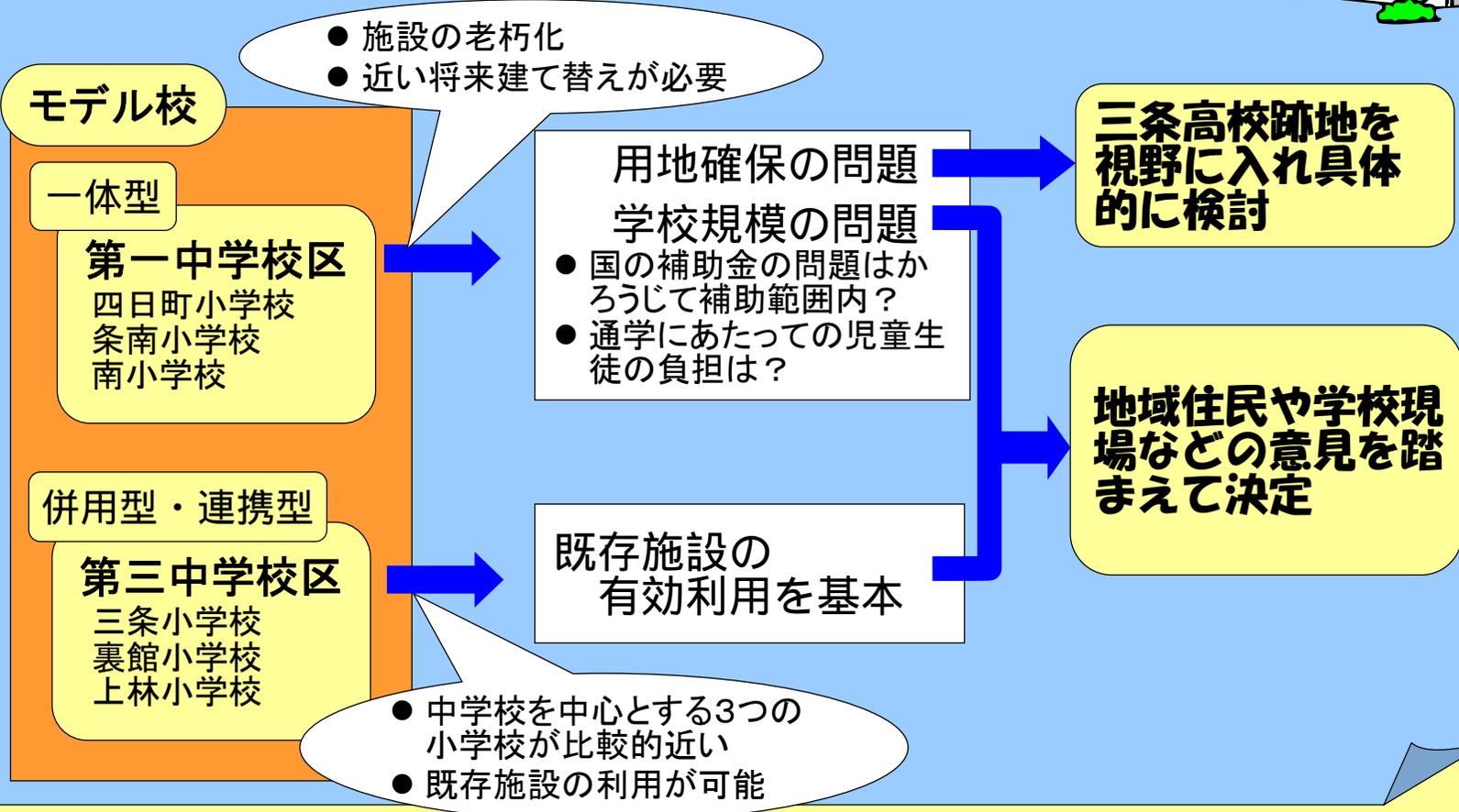
(4)小中一貫教育モデル校の設置手法



〈最終報告〉



第5章 まとめ (2)三条市における小中一貫教育の概要



三条市教育制度等検討委員会最終報告（案）

——小中一貫教育の実現を目指して——

平成20年2月

三条市教育制度等検討委員会

目 次

はじめに	1
1 三条市の学校教育を取り巻く現状と課題	2
(1) 児童生徒の実態	2
(2) 教職員の実態	3
(3) 学校の規模や施設整備の現況	4
2 教育制度の検討	5
(1) 6・3制	5
(2) 学期制	5
(3) 学校選択制	6
3 学校規模の適正化及び通学区域のあり方	8
(1) 学校規模の適正化が必要な理由	8
(2) 通学区域のあり方	9
4 学校の建て替えと統合計画	10
(1) 教育制度からの視点	10
(2) 子どものための学習環境整備の視点	11
5 まとめ	12
(1) 6・3制から4・3・2区分による小中一貫教育の導入	12
<u>幼児・児童・生徒の心身の発達の変化を考慮した</u>	
<u>見通しのある連続性の確保</u>	
(2) 三条市における小中一貫教育の概要	12
6 最終報告に向けて	17
 (1) 国の動向を踏まえた検討	17
 (2) 幼稚園・保育所（園）と小学校との連携について	17
 (3) 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること	17
 (4) 小中一貫教育モデル校の設置手法	17

はじめに

三条市では、平成17年5月1日の新市合併を機に「三条市教育基本方針」を策定しました。それに基づき、謳われている学校教育の充実について、教育制度を始めとし、学校規模の適正化や教育内容の体系的編成等をいかに具現化し、実施していくかが求められているところです。

このことから、三条市教育制度等検討委員会は、平成19年1月31日に三条市教育委員長から「三条市教育基本方針に基づく教育制度等の検討について（依頼）」を受け、次の事項について、これまでに全体会議のほか、先進地の視察や専門部会での各論の議論を含め~~10~~12回にわたって協議を行ってまいりました。

<検討依頼事項>

- 1 教育制度に関すること
- 2 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること
- 3 教育内容の体系的編成に関すること
- 4 上記事項に関連して必要と認められる事項

本検討委員会は、上記事項について検討を行うに際して、現行の6・3制の教育制度のあり方及び学習指導要領を踏まえた教育内容やその方法などについて、ハード・ソフトの両面にわたり根本から幅広く検討を行ってまいりました。

~~今回の中間報告は、三条市の学校教育について本検討委員会においてどのように考え検討がなされているのかについて、まとめたものです。~~

~~本中間報告が、三条市の学校教育のあり方について市民の皆様とともに考える契機となることを願うものです。~~

その結論の骨子としては、現行の6・3制の弾力化を図って、義務教育9年間を4・3・2の3つの区分で運用する中で、これまで以上に小学校と中学校との教育課程の連携を図り、児童生徒の心身の発達に応じた小中一貫教育を行うことが、現在三条市が抱えている中一ギャップ等の問題に対し、有効な手段であるとの意見集約に至りました。

本報告が本市の小中一貫教育の進展に寄与し、子どもたちが「三条市の学校で学んで良かった」と思える学校づくりに役立つことになれば幸いです。

1 三条市の学校教育を取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒の実態

ア 学力面から

全国標準学力テスト（NRT）の結果をみると、本市の小・中学生は、全国平均をやや上回る傾向が続いています。しかし、中学校入学後に学力が伸び悩み、学年が上がるにつれて全国平均をやや下回る教科も見られます。加えて、上位層と下位層の二極化傾向があるとともに、上位層の児童生徒がそれほど多くない傾向が見受けられます。

中学校の英語をみると、中学校1年生では大きく落ち込んでいますが、中学校2年生では、やや持ち直しています。また、全体としては、論述式の問題での無答率が高くなる傾向も現れています。

このような学力実態から本市の学校教育の取組を見直してみると、各学校ではくり返し基礎的な事項を練習する時間の設定や一人一人の学習状況に応じた丁寧な指導を積み重ねるなど、基礎学力の徹底において成果をあげていると考えられます。

しかし、意欲を高め自ら学び自ら考える力の育成や、小学校と中学校での学習のやり方や進み方の違いに対応した連携については、各学校や中学校区単位での取組が少しずつ充実してきているものの、目に見える成果として現れていないと推察されます。

また、三条市には豊かで誇れる文化・歴史・自然等があるにもかかわらず、三条市に対する愛着や誇りが弱いとの指摘もあります。これは、系統的・体系的な地域学習が実施されていないために、必ずしも三条市のよさに気付いていないことなどが理由としてあげられます。

本市では、毎年NRTを実施し学力実態の基礎資料を収集・分析したり、小中の連携を視野に入れた中学校区単位での学力向上プロジェクト事業を実施してきました。具体的には、中学校区単位の教職員が協働で各種調査から学力実態を分析し、明らかにしながら、授業公開を中心とした学力向上に向けた取組を展開しています。また、刃物・ものづくり教育や科学教育推進事業を展開し、児童生徒たちに「ふるさと三条」に愛着を持たせたり、科学に興味を持たせたりしようと取り組んできました。しかし、解決に向けた時間や場の設定等が思うようにできない現状もあり、日常的な取組まで発展せず、根本的な改善が図られないまま今日を迎えています。

イ 生徒指導面から

全国と同じようにいじめ・不登校が中学校1年生になると急激に増加するいわゆる「中1ギャップ」問題が見られ、不登校児童生徒数やいじめの認知件数を見ると小学校は5年生でピークがあり、小学校6年生から中学校1年生になるとその数は急増し

ます。また、基本的な生活習慣が乱れたり人とかかわる力が低下していたりする傾向や、LD¹（学習障害）、ADHD²（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症³（知的発達の遅れを伴わない自閉症）などの特別な支援を必要とする児童生徒の増加などがほとんどの学校から報告されています。

これらの問題の背景には、児童生徒の心理的・生理的成長が以前より早期化していることや、少子化・核家族化等により人間関係が未熟なまま成長することなどがあると考えられます。

これに対し各学校では、いじめ・不登校などの兆候を早期に発見するために生活アンケートなどを実施し児童生徒の心の状態をチェックしながら、児童生徒の教育相談などの取組を行っています。また、よりよい人間関係を育むために縦割り班の活動や人間関係づくりのスキルを学ぶ取組などを行っています。

さらに、本市では、中学校区単位で「心と学びの教育フォーラム」を実施し、学校・保護者・地域が一体となった取組の推進を図っています。

しかし、自分の居場所がつけられず苦しんだり傷ついたりしている児童生徒もまだまだ存在しています。総ての児童生徒が希望を持ち夢や目標に向けて輝く毎日を送れるように、全力をあげて取り組んでいかなければならない状況にあります。

(2) 教職員の実態

各学校には、初めて教師になった先生から教職経験の豊かな先生までがおり、教職員の指導力にも差が見られます。そこで、学力調査等を学校全体で分析・検討して子どもの実態に応じた対策を講じたり、校内研修で授業の具体的な指導方法の検討をしたりするなど、学校全体として教育の質を確保する取組が行われています。

本市では、教職経験年数や職に応じた具体的な指導を計画的に行い、指導力や職能のレベルアップに力を入れてきました。また、中学校区単位で学力向上や豊かな心の育成に組織的に取り組んでいます。今後さらに、自分の学級や教科だけではなく学校

¹ LD…(Learning Disabilities の略) 学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

² ADHD…(Attention Deficit / Hyperactivity Disorder の略) ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

³ 高機能自閉症…高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

全体や中学校区全体の「協働」による質の高い教育活動を展開しようとする教職員の意識改革を図っていく必要があります。

(3) 学校の規模や施設整備の現況

ア 児童・生徒数の減少

少子化の影響により、全国的な傾向と同様、本市においても児童生徒数が減少してきており、小学校全24校のうち15校が、中学校全9校のうち7校が12学級未満のいわゆる適正規模に満たない学校となっています。

現時点で把握される住民基本台帳に基づく未就学児童を含めた児童生徒数を推計すると、平成18年度9,319人が平成24年度には、8,390人に減少し、平成18年度と比べて9.97%の減少化傾向を示すものと捉えています。

学校教育の更なる充実を図るため、学校の統廃合も視野に入れた中で適正規模の確保について検討し、本市の教育制度のあり方を考えていかなければならないと考えています。

イ 学校施設の老朽化

昭和30年代を始めとする児童生徒の急増期に建てられた市内の小・中学校の多くにおいて、建築本体や電気・給排水設備等に老朽化が見られ施設面における教育環境の悪化が進んでいます。

このため、児童生徒にとって快適な教育環境の保持・充実を図るための大規模改修工事に膨大な事業費が必要となります。

ウ 学校施設の耐震化

本市の学校施設において、昭和56年以前の「旧耐震基準」で建築された学校は、小学校12校、中学校6校、幼稚園が1園あり、耐震診断の必要な棟数としては、97棟あります。

平成18年度文部科学省の「公立学校施設の耐震状況調査」によれば、全国平均の耐震化率は54.7%、耐震診断率は67.9%であり、本市は耐震化率で36.8%、耐震診断率で7.3%にとどまっています。

このことから、本市では、今年度、診断の必要な学校、幼稚園の全ての棟数において耐震化優先度調査を実施したところです。

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、また、災害時の地域住民の避難場所でもあることから、安全安心な施設整備の観点から計画的に耐震化を図る必要があります。

2 教育制度の検討

(1) 6・3制

児童生徒の心理的・生理的な成長について、男子の身長が最も伸びる時期が12～13歳に早まり、女子の平均既潮率が小学校6年生の50%に達しているとの報告があります。また、精神的にも小学校5年生になった途端に自尊感情の低下が急速に進むことが、他地域の調査から確認されています。この自尊感情の低下は思春期特有の現象です。さらに、前述したように「中1ギャップ」の現象も小学校5年生段階で兆候が見られます。

これらのことから、児童生徒の心理的・生理的成長は小学校5年生近辺が転換期になったと考えられます。そのため、小学校5年生以降の児童生徒へは、思春期特有の不安や悩みを持つ存在としての対応が求められます。ところが、現行の6・3制では、この時期に中学校への進学という大きな外部環境の変化があります。この変化は子ども心に大きな負担をかけ、「中1ギャップ」現象として現れてくると考えられます。

脳科学の知見でも、特定の領野が優位に発達する時期があり、小学校5・6年生では抽象的・論理的思考力が高まり、「どうしてその答えになるのか」、「なぜそうになっているのか」、ということに関心を持つようになると言われます。小学校4年生までは、反復学習によって知識や技能をしっかりと定着させる時期です。一方、小学校5年生から中学校にかけては、知識や技能を用いて、抽象的な概念を論理的に理解する力を磨く時期です。この時期の指導は、小学校から中学校にまたがるため、双方の教師が互いに協力しながらカリキュラムをつくるのが大切だと言われています。

結論的には、学校が直面している様々な今日的な課題を解決していくためには小学校5年生から中学校1年生の時期が大きなポイントであり、発達段階に応じた小・中9年間を見通したカリキュラムをつくるのが大切です。具体的には、小・中9年間を「4・3・2区分」、前期（小学校1年生～小学校4年生）、中期（小学校5年生～中学校1年生）、後期（中学校2年生～中学校3年生）に分けて、小中一貫教育を導入すべきであると考えます。

(2) 学期制

学力向上（学習時間増）につながる一つの方策として、2学期制を導入している市町村があります。新潟県でも平成19年度、小学校の約3割、中学校の約4割が2学期制を実施しています。

2学期制では、「教師の意識改革」や「教育活動の見直し」を図ることが可能となります。また、「授業時数増」が生まれたり、「学びの連続性」が意識され長期休業中の

有効活用が図られたりするよさもあります。

しかし、児童生徒や保護者にこれまで通り 3 学期制を継続してほしいとの願いが強かったり、通知表による評価が減ることで中学校の定期テストの範囲が広がるのではないかとの懸念があったりします。加えて、2 学期制を導入した市町村からは、期待したほどの時数が増えないことや学力向上に直接反映しないといった意見も散見します。

現行の 3 学期制は、教員からの評価や定期テストの回数が確保されるので、地域や保護者からも理解を得やすいことや新潟県の季節・風土に合っていると考えられます。また、「授業時間増」や「学びの連続性」は 3 学期制のままでも工夫できます。

そこで、本検討委員会では、現段階での基本的な考えとしては、当分の間、3 学期制を継続実施していくという結論に至りました。3 学期制を継続しながらも、各学校において「授業時間増」や「学びの連続性」を実現していくために、児童生徒の発達段階を考慮しつつ、週時程の工夫・見直しや長期休業の活用を図っていくことの検討が必要であることは言うまでもありません。

(3) 学校選択制

国は、規制緩和の観点から学校選択の弾力化について、全国の市町村教育委員会に対してその弾力的な運用を促していることから、近年市町村教育委員会の中には、「学校選択制」として、保護者の選択により就学すべき学校の指定を行う取り組みも見られます。

このため、本検討委員会では、これからの三条市の教育のあり方について検討するに際して、この問題も不可避な検討課題であるとの認識のもと、「学校選択制実施の有効性の視点」からその是非について検討を行ったものです。

ア 学校選択制実施の有効性からの視点

(ア) 学校選択制の定義と種類

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることが学校教育法施行規則第 3 2 条第 1 項で規定されています。

この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定することを学校選択制といい、「自由選択制⁴」、「ブロック選択制⁵」、「隣接区域選択制⁶」、「特認校制⁷」、

⁴ 自由選択制…当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

⁵ ブロック選択制…当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

⁶ 隣接区域選択制…従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

⁷ 特認校制…従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

「特定地域選択制⁸」の5つのタイプに分類されます。

(イ) 学校選択制のメリット・デメリット

学校選択制のメリットについては、「保護者の学校に対する関心が高まる」、「各学校が競争意識を持って、切磋琢磨する」、「学校の情報が外部に公開されるため、学校内にいい意味での緊張感ができる」などがあげられます。

また、デメリットとしては、「特定の学校に人気が集中し、学校間の格差が広がる」、「地域と保護者の連帯感が希薄化する懸念がある」、「選択肢数の不足」や「風評に振り回される」などがあげられるところです。

(ウ) 公立小・中学校における学校選択制の実施状況

平成17年3月、文部科学省発表の「公立小・中学校における学校選択制の実施状況調査結果(H16.11月現在)」によれば、小学校8.8%(227自治体)、中学校11.1%(161自治体)の自治体で学校選択制が導入されており、全国的にみても、完全実施しているところは、極めて少ない状況にあります。

現在本市では、学校選択制は実施していないものの、学区外⁹、区域外就学¹⁰の承認基準に基づいて学校指定にかかる制度の弾力化により支障なく対応が図られていることから、あえて学校選択制を導入しなくても不都合がないものと考えています。

また、本市の地域性等を加味した場合、県内他市の事例から一番近い選択肢として「特認校制」が考えられますが、学校選択制を実施するに際してはメリット・デメリットを十分検討し、改めて議論する必要があるとの結論を得ました。

(エ) 三条市の基本的な考え方

就学校の変更及び区域外就学については、弾力的な現行制度の枠内で対処するものとします。また、学校選択制については、具体的な検討がなされ方向性が定まった後に、再度、実施の是非について検討を行うものとします。

⁸ 特定地域選択制…従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

⁹ 学区外就学…市内の指定された就学校を変更して就学すること

¹⁰ 区域外就学…他の市町村等の学校に就学すること

3 学校規模の適正化及び通学区域のあり方

(1) 学校規模の適正化が必要な理由

現在、我が国の義務教育をめぐる状況には、様々な課題が指摘されており、特に、教育に対する信頼が揺らいでいることから学校教育力の強化が求められているところ
です。

また、全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数が減少し、平成18年
5月1日現在、市立小学校全24校のうち15校が、中学校では、全9校のうち7校
が国の基準で示す12学級未満の適正規模に満たない学校となっており、本市の今後
における学校教育のあり方が問われているところです。

このことから、学校教育の更なる充実を図るため、適正規模に満たない学校の諸課
題をいかにして解消していくかについて、教育制度等専門部会並びに学校施設等専門
部会の両部会においてそれぞれの立場から検討を加えたところです。その結果、学校
規模の適正化については、「子どもの集団活動からの視点」、「教育活動からの視点」、
「学校運営と教員配置からの視点」の3つの視点から検討しなければならないとの結
論を得ました。

ア 子どもの集団活動からの視点

学校で様々な個性を持った児童生徒同士、教職員との触れ合いを通して、相互に理
解し、相手を認め合うことの大切さを育てていくためには、小・中学校とも各学年で
クラス替えが可能となるよう1学年2学級以上の学級数が必要です。そうでないと、
限られた人間関係の中で小・中9年間を過ごすこととなり、多様な関わりを通じて育
まれる社会性が身に付きにくくなるとともに、学年同士の中に向上心が育ちにくく切
磋琢磨に欠ける傾向が強まりがちです。

このことから、「児童生徒、教職員間において多様な人間関係を育むことができる規
模」並びに「相互理解を深め、切磋琢磨しながら社会性が培われる規模」を有するこ
とが必要と考えます。

イ 教育活動からの視点

教育活動の視点から見ると、学校の小規模化によって、グループ学習や部活動、学
校行事など一定規模を前提とする教育活動が成立しない場合が出てくるため、集団に
よる学習効果を得ることができなくなるという現実があります。

例えば、問題解決的な学習で多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合ったり、
運動会など集団で活動し、互いに認め合って向上していこうとする側面が疎外される
という教育上大きな問題があります。

このことから、「グループ学習や部活動、学校行事など、一定規模の教育活動が支障

なく成立する規模」が必要と考えます。

ウ 学校運営と教職員の配置からの視点

小学校で1学年1学級である場合、学級編制が変わらず児童生徒の人間関係が固定化され、学び合う授業の実施や人間関係力の育成にとって望ましい状況とは言えません。また、中学校においても、教科指導を充実させていくためには、教員が日常的に指導法を磨き合うことができるように、少なくとも授業時数の多い5教科（国語、社会、数学、理科、英語）には複数の教員配置が望ましいと考えられます。

そこで、望ましい学級数や、それから算定される教職員数を確保する関係から、ある一定規模が保証されることが必要です。小学校の適正規模としては、全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには全校12学級（各学年2学級）以上が必要です。中学校の適正規模としては、中学校においては教科に専門性があることから学習指導面において各教科の免許所有教員の配置と、5教科における教員が複数配置され、クラス替えも可能となる全校9学級（各学年3学級）以上が、望ましいと考えられます。

<適正規模>

本検討委員会では、(1)のアからウの3つの視点から小・中学校に分けて適正規模を検討し、望ましい規模を以下のように定めました。

【小学校】 12学級以上

【中学校】 9学級以上

※ 学校教育法施行規則第17条では、小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。中学校においても、同施行規則55条において小学校の規模を準用。

(2) 通学区域のあり方

平成19年5月1日現在、三条市の通学区域の現状をみると、「三条市立学校通学区域規則」（平成17年5月1日教育委員会規則第14号）で規定した小学校24校、中学校9校をベースとした255通学区域（行政区）で構成されており、学区外・区域外就学についても基準に則り、弾力的な運営が図られているところです。

通学区域は、学校の適正規模や通学距離等により決定される学校配置と相関関係を持っています。一般的に児童生徒が歩いて通学することを考えれば通学距離は短いほどよいといえますが、短ければ適正規模を確保することが難しくなる反面、適正規模を確保しようとする通学距離が長くなる可能性があります。

本市の場合、中山間地を持つ下田地域があることから学区域が比較的広く、統廃合

や学区修正を行うとその学区域はさらに広がることなどから、通学距離の基準は、国の基準に準ずることが妥当であり、国の基準（小学校概ね4 km以内、中学校概ね6 km以内）を超えるような場合にあっては、公共交通機関やスクールバスを利用するなど、児童生徒等の負担を考慮しながら検討を図ったところです。

本検討委員会は、以上のことから通学区域について、以下の基本的な考え方をまとめたものです。

- ◇ 通学距離や通学時間によって児童生徒の教育環境に格差が生じないように配慮する。
- ◇ 統廃合、学区修正を行う際の通学距離、通学時間については、次のとおりとする。
 - ・ 小学校……概ね4 km以内
 - ・ 中学校……概ね6 km以内
 - ・ 通学時間…概ね1時間程度を限度

国の基準通学距離は

小学校…概ね4 km以内

中学校…概ね6 km以内

<義務教育諸学校等の国庫負担等に

関する法律施行令による>

- ◇ 安全・安心な通学路の確保（通年、冬期間運行を含め）
 - ・ スクールバス、路線バス等の利用
- ◇ 遠距離通学者の保護者への負担軽減
 - ・ 三条市遠距離通学費補助金の利用

なお、通学区域については、学校の適正規模等の検討を進める中で、子どもにとって通いやすく保護者にとって安心できるものとなるよう地域の実情を十分勘案し、地域住民や学校現場からの意見を聞く中で理解を得て進めることを基本とすべきと考えています。

4 学校の建て替えと統合計画

(1) 教育制度からの視点

学校や学級の規模によって、教育活動を進める上でやりやすさ（メリット）ややりにくさ（デメリット）があります。具体的には、次のことなどが考えられます。

1学級の人数が少ない学級（一般に小規模校）では、児童生徒が活躍する場も多く、児童生徒の行動にも目が行き届くなどのよさがあります。

しかし、1学年1学級の小学校では、6年間を通してクラス替えが行われず人間関係が固定しがちになります。

また、中学校の小規模校では、教職員の数が少ないため生徒の希望する部活動がで

きないなどの状況があります。他にも、同じ教科に複数の教師がいないために、日常的に授業準備の協力をしたり、指導力を高め合ったりすることができません。

各学校では、メリットを生かしながらデメリットを克服しようと工夫しています。しかし、今後の児童生徒数の推移を考えると各学校の工夫だけではデメリットの解消が難しくなることが予想されます。

基本的には将来を見通して、望ましい学級数や、それから算定される教職員数を確保する関係から、ある一定規模が保証されることが必要です。小学校の適正規模としては、全学年でクラス替えが可能で、かつ多様な学習方法や活動を行うためには全校12学級（各学年2学級）以上が、また、中学校の適正規模としては、中学校においてはほとんどの教科で複数の教師が配置されることが可能な全校9学級（各学年3学級）以上が望ましい規模と考えられるということは、「3 学校規模の適正化及び通学区のあり方」で述べたところです。

(2) 子どものための学習環境整備の視点

全国的な課題である学校施設の老朽化については、本市においても例外ではなく、また、少子化による児童生徒数の減少により適正規模に満たない学校が増え、学校運営に支障をきたす場合も出てきている状況にあります。

昭和30年代を始めとする児童生徒の急増期に建てられた~~■~~三条地区等の小・中学校の多くにおいて、建築本体や電気・給排水設備等に老朽化が見られるとともに耐震化が遅れ、教育環境の悪化が進んでいます。

このような現状と課題については、本報告書の3、4ページに記述されている1-「三条市の学校教育を取り巻く現状と課題」の(3)「学校の規模や施設整備の現況」における、ア「児童・生徒数の減少」、イ「学校施設の老朽化」、ウ「学校施設の耐震化」でも触れたところです。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であるとともに、災害時の避難場所として、また、地域コミュニティの核としての使命を担っています。

老朽化が進む学校施設の維持管理には、膨大な予算がかかりますが、施設の整備に当たっては、後述する小中一貫教育の実現を前提とした学校適正規模の確保に併せて、施設の老朽化等の現状を踏まえ、安全確保のために必要な整備として、耐震化や大規模改修等を計画的に進め、三条市が目指す学校教育の実現を図る必要があります。現状を踏まえ、安全確保のために必要な整備を計画性をもって進めるべきと考えています。

なお、小中一貫教育実施に当たっての環境整備については、一体型による学校施設を始め、既存校舎の有効利用を基本として推進する併用型や連携型についても、モデル校設置から全市導入までの準備期間の中で検証し、順次整備を行う必要があるもの

と考えています。

5 まとめ

(1) ~~6・3制から4・3・2区分による小中一貫教育の導入~~

幼児・児童・生徒の心身の発達の変化を考慮した見通しのある連続性の確保

学力向上や生徒指導の充実など様々な今日的な課題を解決するためには、これまでの取組を見直す必要があります。効果的な取組を進めるためには、幼稚園・保育所（園）から高校まで一貫した教育が大切です。特に幼稚園・保育所（園）から小学校、小学校から中学校へのスムーズな移行は、幼児・児童・生徒の心身の発達の変化を考慮した見通しのある連続性を確保することが求められます。

そこで、幼稚園・保育所（園）から小学校へのスムーズな移行については、平成20年度から、組織機構の見直しで、保育所（園）を主管する子育て支援室が子育て支援課として教育委員会へ移管されます。幼保小のカリキュラム等の編成や段差の解消に向けた問題点や課題等を整理しながら進めていくことが望まれます。

また、小学校から中学校への接続については、三条市では、まずは小中一貫教育を導入し、6・3制を弾力化し、9年間で4・3・2の3つに区分し、小学校と中学校との教育課程の連続を図り、児童生徒の心身の発達に応じた教育を行うことが適切であるとの結論に至りました。さらにしたがって、これまで以上に教職員の協働性を高め9年間を見通した教育活動を展開しなければなりません。そのためには、教職員の意識改革を図り、小・中の教職員における意識の違いから生まれる教科指導の進め方や生徒指導等の課題が解決に向かうようにしていくことが大切です。しかし、現行の制度のまま教職員の意識改革を進めようとしてもうまくいきません。ハード（6・3制→4・3・2区分）を変えて、ソフト（教師の意識改革）を変えやすくすることも重要であると考えています。

(2) 三条市における小中一貫教育の概要

ア 「4・3・2区分」と一部教科担任制の導入

学習指導要領の内容に基づきながら、小・中9年間で「4・3・2区分」とし、前期（小学校1年生～小学校4年生）を基礎充実期、中期（小学校5年生～中学校1年生）を活用期、後期（中学校2年生～中学校3年生）を発展期と位置付けて、小中一貫カリキュラムを編成し、実施することが大切だと考えられます。

基礎充実期である前期は、学習規律や基礎的・基本的な知識や技能をくり返し指導し、習熟を図ること、活用期である中期は、身に付けたことを活用して、論理的思考力の育成を図ることを重視すること、発展期である後期は、身に付けたことを発展させ、自ら課題を見つけ、それを解決する力の育成を重視することが求められます。

また、従来通り前期は学級担任制、中学校では教科担任制を採りますが、中期の小学校5・6年生に一部教科担任制を導入することで教科の専門性を高めたり、完全教科担任制への移行時の軋轢をなくしたりする効果が考えられます。そのためには、小・中学校の校舎の利用方策を検討し、学び方や学ぶスピードを考慮した小・中学校間のより円滑な接続を目指していくことが必要です（図1参照）。

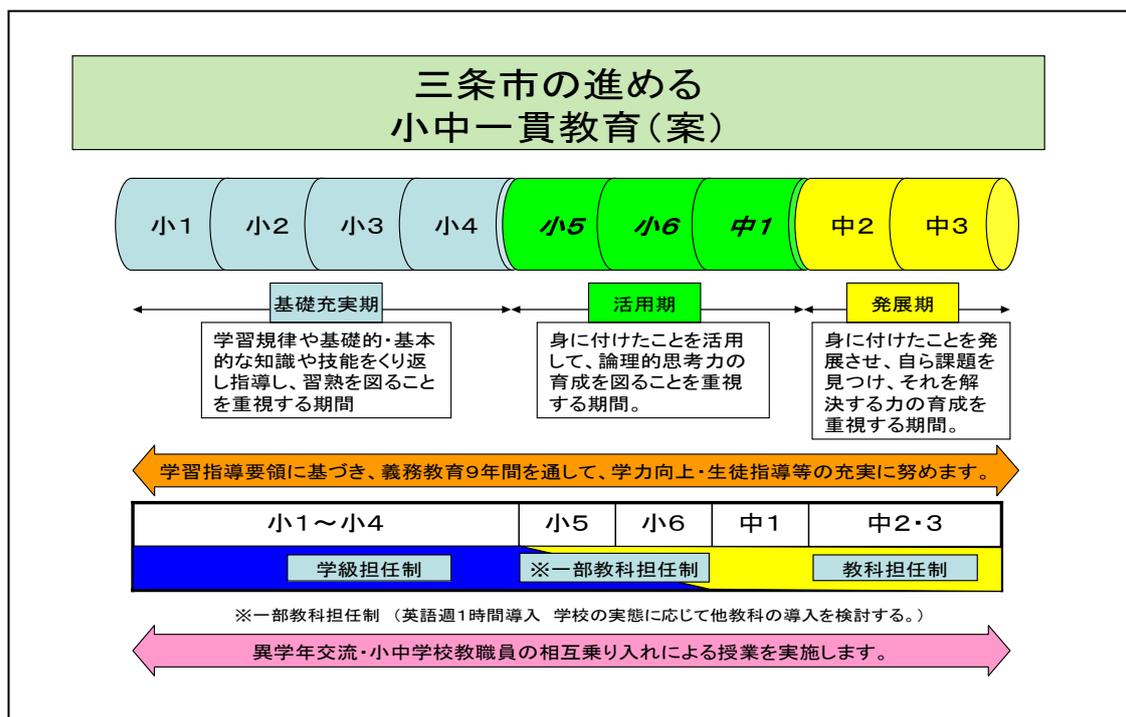


図1 三条市の進める小中一貫教育（案）

イ 学力向上の取組

小・中9年間を見通した取組を実施し、学力向上を図っていくことが重要です。具体的には、

- ・基礎的・基本的事項を土台に自ら学ぶ学習の展開
- ・全学年での補充学習と発展学習の実施
- ・小学校5・6年生での一部教科担任制・週1時間の英語教育の実施
- ・体験的な学習やキャリア教育（児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育）の充実

などの取組により、基礎学力の徹底を含む基礎・基本の定着や自ら学び自ら考える力の育成を目指していく必要があります。

ウ 生徒指導の充実

発達段階を踏まえた9年間の計画的かつ継続的な生徒指導・道徳教育を行うことが重要です。具体的には、

- ・縦割り班活動（いろいろな学年の児童生徒が一緒になって班をつくって活動すること）、異学年交流（違う学年の児童生徒と一緒に活動すること）、部活動交流等の小・中学生の継続的な交流の実施
- ・小・中9年間の人間関係力育成プログラムの作成
- ・中学校区単位での倫理観や規範意識、命を大切に作る心を育てる道徳教育の推進
- ・学校・保護者・地域の一体感のある青少年健全育成

などの取組により、児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上や基本的な生活習慣の改善を図り、いじめ・不登校の減少など、心の発達により効果が現れるように努める必要があります。

エ 地域学習の充実

三条市の教育資源を活かした系統的な地域学習を展開することが重要です。具体的には、

- ・三条市の暮らしの変遷を学ぶ学習の実施
- ・地域の教育資源を生かした系統的な学習の推進
- ・ものづくり教育や科学教育推進事業の成果拡大

などの取組により、児童生徒の「文化」、「歴史」、「自然」、「ものづくり」、「科学」に対する興味・関心が高まるとともに三条のよさを知り、自分の将来に夢や希望を持ち三条に愛着と誇りをもてるようになってほしいと願っています。

そのためには、各学校は地域の心の拠り所として地域に開かれた学校づくりを進め、地域とのつながりを強めながら、地域の力を借りて学校教育を進めていくことが求められます。

オ 教職員の意識改革

小・中の教職員における意識の違いから生まれる教科指導の進め方や生徒指導等の課題が解決に向かうと考えられます。具体的には、

- ・小中一貫リーダー（中学校区全体の小中一貫教育の推進役）の指名＜各中学校区＞
- ・小中一貫コーディネーター（各学校の小中一貫教育の推進役）の指名＜各小中学校＞

- ・小中交流授業の実施
- ・中学校区単位での学習指導、生徒指導等の充実
- ・小中教員が協力したT・T授業の実施

などの取組により、小中教職員の協働意識を高め、9年間を見通した発達段階を踏まえた系統的な指導を行うことが重要です。

カ 小中一貫教育実施までの計画

小中一貫教育を本市の全中学校区で実施するためには、年次計画を作成しソフト面・ハード面の整備を進めていく必要があります。まずは、小中一貫教育モデル校を指定し、小中一貫教育を本市で実施する上での成果や課題を明らかにしながらモデルプランを作成するなどの準備を進めることは欠かせません。

具体的には、第一中学校区と第三中学校区の学校をモデル校に指定することが考えられます。

まず、第一中学校区は建築年次が古く校舎の老朽化が進んでいる学校が多く、近い将来には建て替えが必要とされています。校舎の建て替えを機に、三条市の理想とする教育を目指した一体型（図2参照）の小中一貫教育を始めることが考えられます。そのためには、第一中学校と第一中学校区のいくつかの小学校をモデル校に指定し、一体型の小中一貫教育を目指して準備を進めていく必要があります。その際、用地確保については三条高校の跡地を視野に入れ具体的に検討すべきものと考えています。

なお、検討に当たっては、通学区域や学校の適正規模などの課題については、地域住民や学校現場などの意見を踏まえ決定すべきものと考えています。

また、第三中学校区は、中学校を中心として3つの小学校が比較的近くにあり連携のとりやすい条件にあります。第一中学校区を除く他の地域では当分の間は既存の学校施設を使った併用型か連携型のいずれかの形態による小中一貫教育を推進することが適当と考えられることから、今後、地域住民や学校現場などの意見を参考としながら、どのような形が望ましいのかを考えていく必要があります。~~併用型や連携型（図2参照）のモデル校として第三中学校を中心として準備を進めていく必要があります。~~

小中一貫教育のモデル

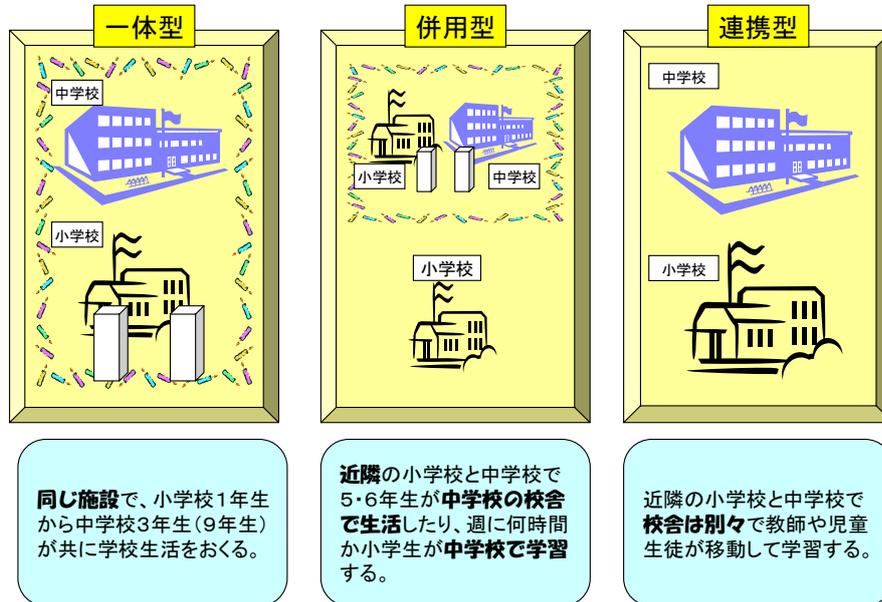


図2 小中一貫教育のモデル

また、主な計画として以下のように準備を進めていくことが必要だと考えられます(図3参照)。

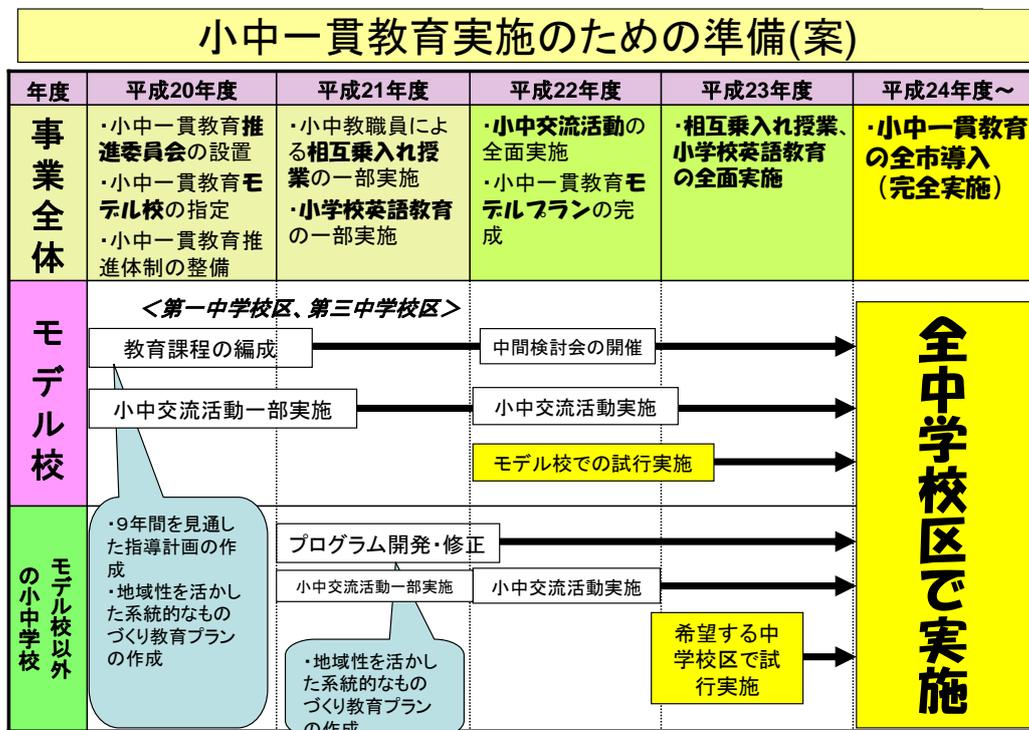


図3 小中一貫教育実施のための準備(案)

キ 国の動向を踏まえて

現在国では、教育再生会議から第三次報告、中央教育審議会から学習指導要領改訂に向けた答申が公表されています。

第三次報告では、学力の向上に徹底的に取り組むという項目のなかで「6-3-3-4」制を弾力化すると提言されています。具体的には、「子どもの発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する。」と記されています。

答申では、主要教科では授業時数増、総合的な学習の時間では授業時数減、小学校での新たな英語活動の導入等が示されました。併せて、発達段階に応じた学校段階間の円滑な接続として、「幼小の教育課程の工夫による小1プロブレムへの対応」と「小・中学校を見渡した効果的な指導」が求められると示されました。具体的には、小学校段階では「低・中学年において学習習慣の確立を重視」「高学年において外部人材なども活用した専科教員による教育の充実」、中学校段階では、「単元に応じて小学校段階の教育内容を中学校教育の視点で再度取り上げて指導するといった工夫」「教師の相互

交流の一層の促進」などが記されています。

これらの方向は、概ね当検討委員会のまとめと重なるものであり、より小中一貫教育の導入の必要性が高まりました。

今後も教育再生会議から新たな報告が予想され、3月中には小・中学校の新学習指導要領が告示される予定となっています。さらに、学習指導要領の改訂に伴い教科書も新しくなります。小中一貫教育の導入にあたっては、これらの国の動向を踏まえ、これまで以上に県とも連携しながら、柔軟に計画を推進していく必要があると考えられます。

⑥ 最終報告に向けて

(1) 国の動向を踏まえた検討

現在、「社会総がかりで教育再生を」というスローガンのもとに教育再生会議が行われています。また、文部科学省では中央教育審議会の専門部会において、次期学習指導要領について改訂内容の審議を重ね、主要教科では授業時数増、総合的な学習の時間では授業時数減、小学校での新たな英語活動の導入等が検討されています。

今後、出される教育再生会議第三次報告、中央教育審議会の答申、次期学習指導要領等を踏まえた検討も必要であると考えています。

(2) 幼稚園・保育所（園）と小学校との連携について

本検討委員会では、基本的な生活習慣を身につけないまま入学する子どもたちによって集団生活が乱れ、授業が成立しにくいという学校現場からの声があることから、いわゆる「小1プロブレム」の問題を含めた幼稚園・保育所（園）から小学校へのスムーズな移行も大きな課題となりました。

今後、幼稚園・保育所（園）から高校までの一貫した教育を進めるなかで、最初のステップとなる幼稚園・保育所（園）から小学校への移行にあたって、どのように幼稚園・保育所（園）と小学校との連携を強化すればよいかについてより詳細な検討をしていく必要があると考えています。

(3) 学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること

本検討委員会では、児童生徒の学力や学習意欲の向上を図る等のため、望ましい学習環境はどうあればいいのかを安全・安心な学校施設との関連の中で捉えることを基本とし、何よりもまず小中一貫教育の実現を最優先する中で、適正規模に基づく統廃合も含めた三条市に最も相応しい具体的な方策について議論を深めていくものとします。

通学区域の見直しについては、学校の適正規模等の検討を進める中で、子どもや保

~~護者が通いやすい方向になることが望まれます。~~

~~(4) 小中一貫教育モデル校の設置手法~~

~~平成24年度に小中一貫教育を全市に導入するため、平成20年度には、小中一貫教育モデル校を第一中学校区と第三中学校区に設置することで現在検討を進めています。~~

~~第一中学校区においては、学校施設の老朽化による建て替えを機に施設一体型を目指すこととしています。第一中学校の現在地建て替えでは2倍以上になる児童生徒に対する校舎建設は不可能なことから、第一中学校学区内でいえば旧三条高校跡地のような広い敷地をいかにして確保するか、1中学校・3小学校の統合で過大規模になることについてどう対応すべきかということについて、議論を深めていくものとしします。~~

~~第三中学校区においては、学区内の小学校と中学校が比較的近距離に位置することや中学校の施設が比較的新しいことなどから、併用型か連携型のいずれかの形態が考えられます。今後、子どもや保護者、地域の意見を参考としながら、モデル校としてどのような形が望ましいのかを考えていかなければなりません。~~